

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年3月5日
【会社名】	株式会社荏原製作所
【英訳名】	EBARA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢後 夏之助
【本店の所在の場所】	東京都大田区羽田旭町11番1号
【電話番号】	03(3743)6111
【事務連絡者氏名】	執行役員経理財務統括部長 長木 健悟
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区羽田旭町11番1号
【電話番号】	03(3743)6111
【事務連絡者氏名】	執行役員経理財務統括部長 長木 健悟
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	一般募集 20,000,000,000円
	(注) 募集金額は発行価額の総額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて 買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発 行価格）で一般募集を行うため、一般募集における 発行価格の総額は上記の金額とは異なります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集に伴い、当社の発行する上場株式について、市 場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法 施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる 場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市 場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引 所及び証券会員制法人札幌証券取引所ですが、こ れらのうち主たる安定操作取引が行われる取引所金融商 品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券 取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社荏原製作所大阪支社 (大阪市北区堂島一丁目6番20号) 株式会社荏原製作所中部支社 (名古屋市中区栄三丁目7番20号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西5丁目14番地の1)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年2月19日に提出した有価証券届出書及び平成25年2月25日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成25年3月5日に「新株予約権の行使時の払込金額（転換価額）」が確定し、その他関連する事項が決定されましたので、これらを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）

「償還の方法」欄

（新株予約権付社債に関する事項）

「新株予約権の行使時の払込金額」欄

欄外注記

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

なお、転換価額等決定日が平成25年3月5日（火）となりましたので、申込期間は「平成25年3月6日（水）から平成25年3月7日（木）まで」、払込期日は「平成25年3月12日（火）」、上場日は「平成25年3月13日（水）」となります。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)]

「償還の方法」欄

(訂正前)

償還の方法	< 前略 >											
	2 社債の償還の方法及び期限											
	< 中略 >											
	組織再編行為償還金額(%)											
	償還日	参照バリティ										
		70	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170
	平成25年 3月15日	98.47	102.50	107.39	113.09	119.52	126.64	134.35	142.59	151.31	160.48	170.00
	平成26年 3月15日	98.89	102.59	107.20	112.72	119.05	126.13	133.87	142.18	151.01	160.30	170.00
	平成27年 3月15日	98.81	102.09	106.37	111.66	117.89	125.00	132.87	141.39	150.47	160.05	170.00
	平成28年 3月15日	98.84	101.58	105.45	110.39	116.26	122.97	130.18	140.00	150.00	160.00	170.00
平成29年 3月15日	98.84	100.59	103.77	108.50	114.68	122.02	130.11	140.00	150.00	160.00	170.00	
平成30年 3月16日	100.00	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00	140.00	150.00	160.00	170.00	
<p>(注) 上記表中の数値は、平成25年2月12日(火)現在における見込みの数値であり、平成25年3月5日(火)から平成25年3月8日(金)までの間のいずれかの日(転換価額等決定日)に、当該転換価額等決定日における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるような数値に決定される。</p>												
< 後略 >												

(訂正後)

償還の方法	< 前略 >											
	2 社債の償還の方法及び期限											
	< 中略 >											
	組織再編行為償還金額(%)											
	償還日	参照バリエイ										
		70	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170
	平成25年 3月12日	<u>99.31</u>	<u>103.26</u>	<u>108.06</u>	<u>113.68</u>	<u>120.02</u>	<u>127.05</u>	<u>134.68</u>	<u>142.83</u>	<u>151.48</u>	<u>160.59</u>	<u>170.00</u>
	平成26年 3月12日	<u>99.61</u>	<u>103.23</u>	<u>107.77</u>	<u>113.21</u>	<u>119.45</u>	<u>126.46</u>	<u>134.13</u>	<u>142.37</u>	<u>151.13</u>	<u>160.37</u>	<u>170.00</u>
	平成27年 3月12日	<u>99.40</u>	<u>102.63</u>	<u>106.84</u>	<u>112.06</u>	<u>118.20</u>	<u>125.24</u>	<u>133.05</u>	<u>141.50</u>	<u>150.53</u>	<u>160.07</u>	<u>170.00</u>
	平成28年 3月12日	<u>99.30</u>	<u>102.01</u>	<u>105.81</u>	<u>110.69</u>	<u>116.47</u>	<u>123.08</u>	<u>130.24</u>	<u>140.00</u>	<u>150.00</u>	<u>160.00</u>	<u>170.00</u>
平成29年 3月12日	<u>99.11</u>	<u>100.86</u>	<u>104.01</u>	<u>108.70</u>	<u>114.82</u>	<u>122.10</u>	<u>130.16</u>	<u>140.00</u>	<u>150.00</u>	<u>160.00</u>	<u>170.00</u>	
平成30年 3月16日	<u>100.00</u>	<u>100.00</u>	<u>100.00</u>	<u>100.00</u>	<u>110.00</u>	<u>120.00</u>	<u>130.00</u>	<u>140.00</u>	<u>150.00</u>	<u>160.00</u>	<u>170.00</u>	
< 後略 >												

(新株予約権付社債に関する事項)

「新株予約権の行使時の払込金額」欄

(訂正前)

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中略 &gt;</p> <p>(2) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。ただし、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権(別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄第1項に定義する。)の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をさす。)は、当初、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式による需要状況の結果等を考慮し、平成25年3月5日(火)から平成25年3月8日(金)までの間のいずれかの日(転換価額等決定日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に、同日に124%から128%の範囲内で決定される値を乗じて算出される金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り捨てるものとする。なお、上記計算の結果算出される転換価額が310円を下回るときは、本新株予約権付社債の発行を中止する。</p> <p>(注)1</p> <p>ただし、転換価額は本欄第2項第(1)号乃至第(4)号に定めるところにより調整されることがある。</p> <p>2 転換価額の調整</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中略 &gt;</p> <p>(2) 「特別配当」とは、平成30年3月15日までの間に終了する各事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株あたりの剰余金の配当(配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金100万円)あたりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金(基準配当金は、各社債の金額(金100万円)を転換価額等決定日に確定する転換価額で除して得られる数値(小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。)に5を乗じた金額とする。)(当社が当社の事業年度を変更した場合には合理的に修正された金額)を超える場合における当該超過額をいう。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 後略 &gt;</p>
-----------------------	--

(訂正後)

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中略 &gt;</p> <p>(2) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。ただし、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権(別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄第1項に定義する。)の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をさす。)は、当初金486円とする。</p> <p>ただし、転換価額は本欄第2項第(1)号乃至第(4)号に定めるところにより調整されることがある。</p> <p>2 転換価額の調整</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中略 &gt;</p> <p>(2) 「特別配当」とは、平成30年3月15日までの間に終了する各事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株あたりの剰余金の配当(配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金100万円)あたりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が10,285円(基準配当金)(当社が当社の事業年度を変更した場合には合理的に修正された金額)を超える場合における当該超過額をいう。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 後略 &gt;</p>
-----------------------	--

欄外注記

(訂正前)

(注) 1 今後、転換価額等が決定された場合は、転換価額及び転換価額の決定に伴い連動して訂正される事項(組織再編行為償還金額及び基準配当金をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて転換価額等決定日の翌日付の日本経済新聞及び転換価額等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト(「URL」<http://www.ebara.co.jp/ir/release/>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。しかしながら、転換価額等の決定に際し、転換価額及び転換価額の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、転換価額等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

&lt; 後略 &gt;

(訂正後)

(注) 1 転換価額及び転換価額の決定に伴い連動して訂正される事項(組織再編行為償還金額及び基準配当金をいう。)について、平成25年3月6日(水)付の日本経済新聞及び本有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト(「URL」<http://www.ebara.co.jp/ir/release/>)で公表いたします。

&lt; 後略 &gt;